

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

陸奥湾ホタテの輸出促進による活力ある港づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3 地域再生計画の区域

青森市、むつ市、青森県東津軽郡外ヶ浜町及び平内町並びに青森県上北郡野辺地町及び横浜町の区域の一部（小湊港、野辺地港、大湊港、蟹田漁港、後潟漁港、奥内漁港、東田沢漁港、小湊漁港及び横浜漁港）

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

青森市、むつ市、外ヶ浜町、平内町、野辺地町、横浜町は、背後の山々から栄養豊富な水が流れ込み、植物プランクトンが豊富な陸奥湾に面しており、良好な漁場に恵まれていることから、水産業が重要な基幹産業となっている。中でもホタテガイの養殖が盛んで、青森県のホタテガイ生産量は全国第2位となっている。

陸奥湾沿岸に面している小湊港、野辺地港、大湊港、蟹田漁港、後潟漁港、奥内漁港、東田沢漁港、小湊漁港、横浜漁港は地域経済にとって、養殖ホタテの水揚げ・流通を支える非常に重要な港である。

4-2 地域の課題

陸奥湾内の養殖ホタテの水揚げ・流通の拠点となっている港湾では、施設の老朽化等により、漁業活動に支障が生じている。

蟹田漁港及び後潟漁港では、ホタテガイを出荷する大型トラックが荷さばき所付近の用地を通行しているが、本用地の現状の舗装構成が防塵の表面処理を目的とした簡易なもので、大型トラックの乗り入れに対応していないことから、ひび割れや段差が生じており、荷崩れや事故等が発生する恐れがある。

また、蟹田漁港では、防波堤への立入禁止看板を設置しているが、釣り客の進入が後を絶たず、転落事故も発生するなど危険な状態である。

奥内漁港では、漁港内のホタテガイ養殖用資材の置き場が不足し、漁港から離れた私有地等に運搬して保管せざるを得ない状況にあり、非効率である。

東田沢漁港では、係留施設に車止めが未整備で、漁港利用者が転落する恐れがあり、施設の利用上危険な状態となっている。

小湊漁港では、主にホタテガイを陸揚げするための係留施設の防舷材が機能低下しており、漁船や係留施設が損傷する恐れがあるほか、荷さばき所に接続する臨港道路の側溝が破損しており、ホタテガイを出荷する大型トラックの荷崩れや事故等が発生する恐れがある。

横浜漁港では、係留施設等に車止め及び梯子が未整備で、漁港利用者が転落し、かつ避難できない恐れがあるほか、防舷材が未整備で漁船が損傷する恐れがあることなどから、係留作業に時間を要しており、施設の利用上危険で非効率な状態となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、小湊港、野辺地港、大湊港、蟹田漁港、後潟漁港、奥内漁港、東田沢漁港、小湊漁港、横浜漁港の9港を総合的に整備するとともに、青森県総合流通プラットフォーム(A!Premium)による販路拡大や輸出強化と連携することで、水産振興及び地域経済の活性化を図る。

- (目標1) 3港湾及び6漁港の計9港を利用する漁業従事者数の維持
1,043人(令和1年)→1,043人(令和7年)
- (目標2) 3港湾及び6漁港の計9港の利用漁船隻数の維持
660隻(令和1年)→660隻(令和7年)
- (目標3) 奥内漁港の漁港施設用地充足率の向上
50%(平成30年)→80%(令和7年)

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

小湊港では、船揚場改良や離岸堤延伸を行うことで、漁船大型化への対応や静穏度を高めることにより、利便性の向上及び安定した漁業活動を目指す。

野辺地港では、物揚場補修や臨港道路の舗装補修を行うことで、施設の延命化を図り、安定した漁業活動を目指す。

大湊港では、物揚場や船揚場、岸壁の補修を行うことで、施設の延命化を図り、利便性の向上及び安定した漁業活動を目指す。

蟹田漁港及び後潟漁港では、荷さばき所周辺に臨港道路を整備することで、ホタテガイを出荷する大型トラックの荷崩れや事故を防止し、漁業活動の安全性を向上する。

また、蟹田漁港では、防波堤に立入防止柵を整備することで、釣り客の防波堤への進入を防止し、漁港施設の安全性を向上する。

奥内漁港では、漁港施設用地の拡張整備を行うことで、ホタテガイ養殖用資材置き場を確保し、漁業活動の効率性を向上する。

東田沢漁港では、係留施設に車止めを整備することで漁港利用者の転落事故を防止し、漁業活動の安全性を向上する。

小湊漁港では、主にホタテガイを陸揚げするための係留施設の防舷材と荷さばき所に接続する臨港道路の側溝を更新することで、ホタテガイを陸揚げする漁船等の損傷を防ぐとともに、ホタテガイを出荷する大型トラックの荷崩れや事故等を防止し、漁業活動の安全性を向上する。

横浜漁港では、係留施設等に車止め及び梯子を整備することで漁港利用者の転落事故を防ぎ、また万が一の落水時における自力避難等の安全対策を講じ、さらに防舷材を整備することで漁船の損傷を防ぐとともに係留作業時間を短縮し、漁業活動の安全性・効率性を向上する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生港整備推進交付金【A3010】

[施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設（小湊港、野辺地港、大湊港） 青森県
- ・漁港施設（蟹田漁港、後潟漁港、奥内漁港、東田沢漁港、小湊漁港、横浜漁港） 青森県

[事業期間]

- ・港湾施設 令和3年度～令和7年度
- ・漁港施設 令和3年度～令和7年度

[整備量]

- ・港湾施設 外郭施設、係留施設、臨港交通施設
- ・漁港施設 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地

[事業費]

- 総事業費 1,884,000 千円
- 港湾施設 1,050,000 千円（うち交付金 350,000 千円）
- 漁港施設 834,000 千円（うち交付金 417,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年	R3	R4	R5	R6	R7
指標1 持続可能な漁業経営	R1					
3 港湾及び6 漁港の計9 港を利用する漁業従事者数（人）	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043
3 港湾及び6 漁港の計9 港の利用漁船隻数（隻）	660	660	660	660	660	660
指標2 年間漁獲量の維持	H30					
3 港湾及び6 漁港の計9 港を利用する1 経営体当たりの年間漁獲量（t/年）	65t/年	65t/年	65t/年	65t/年	65t/年	65t/年

毎年度終了後に青森県で必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

港湾及び漁港を一体的に整備することにより、陸奥湾沿岸部の施設間連携が強化されるとともに、A!Premium と連携することで、国内販路拡大や輸出強化

による地域経済の活性化を図るという点で先導的な事業となっている。

港湾施設（小湊港、野辺地港、大湊港）及び漁港施設（奥内漁港、東田沢漁港、横浜漁港）は、青森県国土強靱化地域計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「漁業の強化及び国内販路拡大や輸出強化」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) A!Premiumによる輸送サービス

内 容 輸送時間の短縮と鮮度・品質を保持した付加価値の高い物流により、農林水産品等の国内外への流通拡大を物流面で支援することを目的とした輸送システム。

実施主体 青森県

実施期間 平成26年7月～

(2) JF 青森漁連流通PRセンター

内 容 水産物の販路拡大やPRを目的に令和元年にオープンした青森県水産物の流通拠点施設。最新の設備により、陸奥湾産のホタテなどを鮮度や品質を落とさず県内外に出荷するほか、一般消費者向けの販売店も常設。

実施主体 青森県漁業協同組合連合会

実施期間 令和元年9月～

(3) 横浜なまこフェア

内 容 なまことしては全国初となる地域団体商標に登録した「横浜なまこ」の販路拡大やPRを目的に行っているイベント。毎年12月に町内の飲食店でなまこ漁前に特別に仕入れた「横浜なまこ」を使用した限定メニューを提供。

実施主体 横浜町

実施期間 平成27年12月～

6 計画期間

令和3年度～令和7年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に青森県で必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、市町村や事業者への聞き取り調査から集計したデータを用い、中間評価、事後評価の際にも、同様の調査から集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	(基準年度)	令和5年度 (中間年度)	令和7年度 (最終目標)
目標1 漁業者数の維持	(R1) 1,043人	1,043人	1,043人
目標2 利用漁船隻数の維持	(R1) 660隻	660隻	660隻
目標3 漁港施設用地充足率の向上	(H30) 50%	50%	80%

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
漁業者数の維持	関係市町村及び漁協への聞き取り調査より
利用漁船隻数の維持	関係市町村及び漁協への聞き取り調査より
漁港施設用地充足率の向上	現地調査、漁業者への聞き取り調査等より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに青森県のホームページ上で公表する。